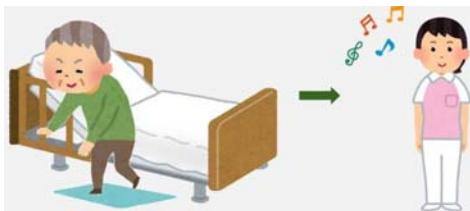




令和6年度

港区

介護ロボット等導入費用補助金のお知らせ



区では、介護職員の負担軽減、業務の効率化及び職場環境の改善を目的として、**介護ロボット**や**ICT機器**の導入促進に向け、区内のすべての介護サービス事業所を対象にした補助金制度を実施しています。

申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし、事前相談は令和7年1月末日まで

補助対象者

区内に所在する介護サービス事業所

区分	サービス種別
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援 ● 訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 訪問看護 <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問リハビリテーション ● 夜間対応型訪問介護 ● 定期巡回・随时対応型介護看護 ● 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 ● 介護予防支援
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ● 通所介護 ● 通所リハビリテーション(デイケア) <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型通所介護 ● 地域密着型通所介護
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ● 介護老人保健施設(老人保健施設) ● 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) ● 短期入所生活介護(空床型利用を除く) ● 短期入所療養介護(空床型利用を除く) <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ● 小規模多機能型居宅介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

※ただし、これまでに当補助制度を活用したことのある事業所(令和3年度に区の実証実験を行った事業所、令和4年度に区の導入サポート事業を利用した事業所を含む)は対象外です。

申請の流れ

①専用窓口での相談

②申請書等を提出

※郵送又は持参

(区の審査・決定後)
③介護ロボット等の購入

④実績報告書・領収書を提出

(区の確定後)
⑤請求書を提出
指定口座へ振込

補助額

1事業所あたり上限 **400万円** (補助率10/10)

ただし、専用窓口での相談を経た申請に限ります。

申請書類

区のホームページに申請書を掲載しています。

右記QRコードからもアクセス可能です。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kaigojigyoushien/robo.html>



【注意】申請にあたり、ホームページに記載の専用窓口への相談申込をお願いします。

よくある質問

No	Q	A
1	補助対象となる介護ロボット等とは。	介護ロボットとICT機器を指します。 ・介護ロボット＝ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これにより得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術等をいう。)が応用され、介護サービスの利用者の自立支援や介護者の負担軽減に資する介護機器 ・ICT機器＝介護業務支援のための介護ソフトウェアやクラウドサービス(ケアプランデータ連携システムを含む)、タブレット端末、インカム及びネットワーク機器 ※対象になるか判断に迷う場合は、ご相談ください。
2	1つの事業所で複数回申請できますか。	上限額に達していないくとも1事業所あたり1度限りの申請となりますので、よく検討したうえで申請してください。
3	同一法人で複数サービスを行っている場合は、どのようになりますか。	補助対象者に記載の事業所であれば、1法人から複数事業所の申請を受け付けることができます。
4	補助を受けるための条件はありますか。	以下の条件があります。申請書にチェック欄があり、すべての項目にチェックは入っていることが条件です。 ・専用窓口での相談を経た申請であること。 ・機器の保証期間内は事業所を閉鎖しないこと(保証期間内が特にない場合は概ね購入後1年)。 ・転売しないこと。 ・他の事業所では利用しないこと。 ・重複して他の公的な補助制度を利用しないこと。
5	維持経費は対象になりますか。	対象外です。 ただし、保証に関する費用などで、導入時に一括して支払うものは対象とします。リース契約やクラウド型サービスの使用料等は、年度末までに支払う経費(最長1年分)について対象となります。
6	1事業所あたり上限400万円とありますが、導入台数に上限はありますか。また、導入経路などに制限はありますか。	上限はありませんが、合理的な数量かどうかを確認します。具体的には、利用者の定員数や職員数、利用する場面に対して、適正な台数であると書面上も確認できることが必要です。 導入経路について、機器の購入店などに制限はありませんが、市場価格を大きく超える場合等は、別途確認させていただきます。
7	機器の導入に必要なWi-Fi環境やパソコンなども対象になりますか。	対象となります。 ただし、一体として必要であることが書面上も確認できることが必要です。
8	申請は事業所名で行いますか。	介護サービス事業所の法人名で手続きを行います。(申請単位は事業所になりますので、事業所ごとに申請書の作成が必要です。)
9	年度末までに支払いまで完了する必要がありますか。	導入の完了＝機器の納品を受けて支払いを終えた時点ですので、年度末までに納品及び支払を完了している必要があります。(領収書は3月31日までの日付であることが必要です。)
10	公設民営の施設は申請可能ですか。	物品等の所有権が法人に帰属し、施設の使用許可が得られている場合は、申請可能です。

問合せ
・
提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区介護保険課 介護事業者支援係
(港区役所2階)



03-3578-2883

※申請事業所以外からの問い合わせは対応いたしません。